

二本松市議会基本条例 検証結果報告書

令和5年12月

議会改革調査特別委員会

1 はじめに

二本松市議会基本条例第21条「検証及び見直し」において、「議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。」と規定している。

このたび、令和4年12月に設置した議会改革調査特別委員会において、調査検討項目として、「議会基本条例の検証・見直し」を掲げ、当特別委員会において検証を行ったところである。

議員各位による本市議会の評価を経て、条例に規定している目的が達成されているかどうかの議論を重ね検証を行い、結果と評価を取りまとめたものを、ここに報告するものである。

2 検証体制

議会改革調査特別委員会（8名）並びに議長、副議長

委員長	菅野 明
副委員長	坂本 和広
委員	佐久間 好夫
〃	佐藤 運喜
〃	鈴木 一弘
〃	小野 利美
〃	小林 均
〃	斎藤 広二
議長	本多 勝実
副議長	安齋 政保

3 検証方法

- ・二本松市議会の各条の取り組み状況等の確認
- ・二本松市議会の達成状況評価（5段階及び評価対象外）
- ・今後の対応
できていないところは、どのようにしたら達成できるか検討
- ・条文改正の必要性の有無

《評価区分》

区分	内容
5	全くその通りできている
4	ややその通りできている
3	どちらともいえない
2	ややその通りできていない
1	全くその通りできていない
—	評価対象外

4 検証の経過等

開催年月日	会議等	協議内容等
令和5年5月19日	第3回議会改革調査特別委員会	評価・検証の実施方法協議
令和5年6月6日	議員全員協議会	全議員へ評価依頼
令和5年7月21日	第4回議会改革調査特別委員会	検証方法・スケジュール協議
令和5年8月28日	第5回議会改革調査特別委員会	検証（前文から第10条）、評価、条文改正の必要性の協議
令和5年9月27日	第6回議会改革調査特別委員会	検証（第11条から第21条）、評価、条文改正の必要性の協議
令和5年10月20日	第7回議会改革調査特別委員会	検証結果報告書（案）まとめ
令和5年11月21日	議員全員協議会	検証結果報告書（案）意見交換
令和5年12月25日	第9回議会改革調査特別委員会	検証結果報告書（案）最終協議、決定
令和5年12月25日	議長へ検証結果報告書提出	
令和6年3月定例会本会議	完了報告（議会改革調査特別委員会中間報告）	
令和6年3月以降	公表（議会だより・市ホームページ）	

5 検証結果概要

(1) 評価内訳 ※各条文の検証結果は5ページ以降に記載

区分	内容	項目数
5	全くその通りできている	11
4	ややその通りできている	20
3	どちらともいえない	6
2	ややその通りできていない	1
1	全くその通りできていない	2
—	評価対象外	7

(2) 概要

今回、制定以来、初めて評価検証を行ったが、全般的に「5 全くその通りできている」、「4 ややその通りできている」が多い結果であった。

概ね、条文に沿った活動ができているとの評価である。

一方で、第7条「市民と議会との関係」においては、「2 ややその通りできていない」や「1 全くその通りできていない」と評価した項目があった。コロナ禍の状況であったため、市民との意見交換の場を設けることができなかったことも要因のひとつである。

(3) 今後の主な課題と対応

・第7条の市民と議会との関係における第2項の市民との意見交換の場については、従来の方法にとらわれず、新たな方法も検討し、広く市民の意見を聴き、市政に反映させることが必要である。第3項については、参考人制度及び公聴会制度の活用実績がないため、今後は活用を検討すること。第4項については、請願及び陳情の提出者の意見の聞き取りを行うべきである。

・第14条の議員研修においては、時代の変化とともに、オンラインを含めた研修も積極的に取り入れること。

・第19条の議会図書においては、今後、デジタル図書の活用も検討していくこと。

・第21条の検証及び見直しにおいては、任期中1回、評価検証を行い、その際の検証機関は、「議会運営委員会」が担い、検証サイクル・検証方法等を規定した要項を制定し、定期的実施することが望ましい。

なお、条文改正の必要性の有無については、第14条議員研修の充実強化の第1項、第2項ともに「オンラインを含めた議員研修」と改正することを提案する。

(4) おわりに

今回、各条文の検証を行った結果、改めて課題が見えた部分もあったことから、今後、条例に規定している目的を達成するため、市民のニーズや社会情勢等の変化に柔軟に対応しながら、市民の負託に応えられる議会づくりにさらに取り組んでいくことが必要であると考えます。

議会基本条例達成状況検証シート

【評価】 5：全くその通りできている
 4：ややその通りできている
 3：どちらともいえない

2：ややその通りできていない
 1：全くその通りできていない
 -：評価対象外

条	項	号	条文	各議員の自己評価集計					取り組み状況・実績等	今後の対応	評価	条文改正の必要性
				5	4	3	2	1				
			地方分権社会の進行により、地方公共団体は自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うことになり、自主性、自立性がより一層求められる時代を迎えた。 議員の合議体である議会は、市長と同じく市民の直接選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う存在として、市民福祉の向上及び市政の進展のため、その果たすべき役割と責任はますます増大している。 このような中、議会は、より公平・公正・透明な議会運営と市民に開かれた議会づくりを推進するため、更に自らの改革を進めていかなければならない。 二本松市議会は、これまで積み重ねてきた改革の取組を更に充実・発展したものとするため、議会及び議員としての責務を自覚しながら、市民の負託に応えられる議会づくりに全力で取り組むことを決意し、ここに、二本松市議会基本条例を制定する。	5	4	7	4	0	—	二本松市議会における議会づくりに対する決意を明記したものであり、引き続き市民の負託に応えられるよう、全力で取り組むものとする。	—	無
			この条例は、二元代表制の下、議会の役割を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の進展に寄与することを目的とする。	4	6	6	3	1	—	条例制定の目的を明記したものであるため、達成するよう引き続き取り組んでいく。	—	無
		第1号	公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。	3	7	7	3	1	議会だより等により透明性の確保に努めているため、概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
		第2号	市民の多様な意見を的確に把握し、反映するための議会運営に努めること。	2	7	6	5	1	一般質問を行うことで市民の意見を議会運営に反映させているため、概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
		第3号	議決責任を深く認識し、市民に対し積極的な情報公開に努めること。	2	9	5	3	2	概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
		第4号	市民の立場に立ち、市政運営の監視・評価の強化に努めること。	4	8	4	4	1	概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
		第5号	市民に分かりやすい、開かれた議会運営に努めること。	0	9	7	3	2	本会議の傍聴、ライブ配信、議会だよりにより開かれた議会に努めているため、行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無

議会基本条例達成状況検証シート

【評価】 5：全くその通りできている

4：ややその通りできている

3：どちらともいえない

2：ややその通りできていない

1：全くその通りできていない

-：評価対象外

条	項	号	条文	各議員の自己評価集計					取り組み状況・実績等	今後の対応	評価	条文改正の必要性
				5	4	3	2	1				
第3条(議員の活動原則)	議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。	第1号	議会は、合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。	1	10	9	1	0	概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
		第2号	市政全般にわたり、市民の多様な意見を的確に把握すること。	1	7	8	5	0	市民の意見を把握し一般質問をしているため、概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
		第3号	日常の調査及び研修活動を通じ、自らの資質の向上に努めること。	3	8	9	0	0	会派にて研修に参加することにより、概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
		第4号	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指し活動すること。	5	6	6	4	0	概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
第4条(議長の責務及び役割)	第1項	議長は、中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。	7	7	5	1	0	概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無	
	第2項	前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。	6	7	5	0	0	概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無	
第5条(危機管理)	第1項	議会は、大規模災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産を守るため、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)が迅速かつ円滑に災害対策を行えるよう必要な協力又は支援を行うものとする。	8	8	4	0	1	コロナ禍や豪雨災害の際、必要な協力は行っていたため、概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無	
	第2項	議会は、大規模災害等の不測の事態が発生したときは、必要に応じ、議会内に災害対策会議を設置し、その対応に当たるものとする。	9	6	5	0	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による様々な問題に対応するため、二本松市議会災害対策会議を設置し、対応に当たった。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無	

議会基本条例達成状況検証シート

【評価】 5：全くその通りできている

4：ややその通りできている

3：どちらともいえない

2：ややその通りできていない

1：全くその通りできていない

-：評価対象外

条	項	号	条文	各議員の自己評価集計					取り組み状況・実績等	今後の対応	評価	条文改正の必要性
				5	4	3	2	1				
第6条 (会派)	第1項		議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	14	4	1	1	1	十分行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無
	第2項		会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。	9	5	4	2	1	概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
	第3項		会派は、議会運営、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	8	6	4	3	0	会派代表者会において、概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
	第4項		議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議（以下「会派代表者会」という。）を開催することができる。	14	3	4	0	0	必要に応じ会派代表者会を開催しているため、十分に行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無
	第5項		会派及び会派代表者会に関し必要な事項は、別に定める。	11	1	8	0	0	二本松市議会会派及び各会派代表者会に関する要綱を定めている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無
第7条 (市民と議会との関係)	第1項		議会は、市民に対し積極的に情報を提供するため、市議会だよりや市ウェブサイトなど多様な情報伝達手段を活用し広報活動の充実を図るものとする。	9	10	2	0	0	議会だより等により活動の充実を充分図っている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無
	第2項		議会は、市民との意見交換の場を設けるなど、市民の意見の把握と反映に努めるものとする。	0	3	9	6	3	コロナ禍の状況であったため、意見交換の場を設けておらず、現状、市民の意見の把握ができていない状況である。	新たな手法を検討するなどし、市民の意見の把握に努めることとする。	2	無
	第3項		議会は、広く市民の意見及び知見を審議並びに審査に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用を努めるものとする。	0	1	8	8	4	制度の活用実績はないため、できていない。	今後活用を検討していく。	1	無
	第4項		議会は、請願及び陳情の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情の提出者の意見を聴くことができる。	8	4	4	0	5	提出者の意見は、ほとんど聴いていない状況である。	今後は必要に応じて聴いていくこととする。	1	無
	第5項		議会は、それぞれの議員の活動状況を市民に分かりやすく情報提供するため、議案、請願及び陳情に対する議員の賛否の結果を公表するものとする。	13	4	3	0	1	議会だより等にて公表しているため、十分できている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無

議会基本条例達成状況検証シート

【評価】 5：全くその通りできている

4：ややその通りできている

3：どちらともいえない

2：ややその通りできていない

1：全くその通りできていない

-：評価対象外

条	項	号	条文	各議員の自己評価集計					取り組み状況・実績等	今後の対応	評価	条文改正の必要性
				5	4	3	2	1				
第8条 (議会と市長等との関係)	第1項		議会と市長等は、二元代表制の下、緊張関係の保持に努めながらも、互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である市民福祉の向上及び市政の進展に取り組むものとする。	7	8	3	3	0	概ね行われている。	議員のさらなる意識改革と資質向上を図り、条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
	第2項		本会議における代表質問及び一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うものとする。	11	6	3	1	0	十分行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無
	第3項		議長から本会議又は委員会への出席を求められた市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して答弁に必要な範囲内で反問することができる。	9	1	4	1	5	現時点で反問権の行使はないため、評価対象外とする。	—	—	無
第9条(重要な政策等の説明等)			議会は、市長等が重要な政策等の計画素案、骨子等を策定した際には、議会の意見及び提言ができるよう、その内容の説明及び資料の提出を求めることができる。	11	4	2	4	0	十分行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無
第10条 (議員間の討議による合意形成)	第1項		議会は、言論の場であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。	6	4	7	3	0	十分行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無
	第2項		議会は、本会議及び委員会において、議案等の審議及び審査において結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。	6	5	6	4	0	概ね行われている。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	4	無
第11条(政策立案及び政策提言)			議会は、市政へ市民の多様な意見等を反映させ、市民福祉の向上及び市政の進展に寄与するため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。	1	4	7	6	3	議員個人として行っている部分もある。	今後積極的に行っている。	3	無

議会基本条例達成状況検証シート

【評価】 5：全くその通りできている

4：ややその通りできている

3：どちらともいえない

2：ややその通りできていない

1：全くその通りできていない

-：評価対象外

条	項	号	条文	各議員の自己評価集計					取り組み状況・実績等	今後の対応	評価	条文改正の必要性
				5	4	3	2	1				
第12条 (議決 事件の 拡大)	第1項		議会は、二元代表制の下での議会の役割を果たすため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大について検討するものとする。	4	3	6	3	4	—	現時点では問題なし。	—	無
	第2項		法第96条第2項の規定に基づく議会が議決すべき事件については、別に条例で定める。	4	2	7	5	0	—	—	—	無
第13条 (委員 会の活 動)	第1項		委員会は、議案等の審議及び審査並びに所管事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう積極的に活動を行うものとする。	4	3	9	5	0	所管事務調査に関しては不十分な部分もあった。	委員会活動の充実を図り、更に推進していく。	3	無
	第2項		委員会は、その専門性と特性を活かし、積極的な政策立案及び政策提案に努めるものとする。	0	4	9	6	2	不十分な部分もあった。	所管事務調査を行い、務めていく。	3	無
	第3項		委員会は、議案等の審議及び審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行い、積極的に公開するよう努めるものとする。	1	3	11	5	1	不十分な部分もあった。	条文のとおり努めていく。	3	無
第14条 (議員 研修の 充実強 化)	第1項		議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	3	6	8	3	1	概ね行われている。	今後はオンラインを含めた研修を積極的に行っていく。	4	有
	第2項		議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門知識を取り入れた研修を積極的に行うものとする。	3	5	8	4	1	概ね行われている。	今後はオンラインを含めた研修を積極的に行っていく。	4	有
第15条 (政務 活動費)	第1項		会派（所属議員が1人の場合を含む。）は、政務活動費が市政に関わる調査研究に資するための必要な経費として交付されるものであることを認識し、二本松市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年二本松市条例第3号）の定めるところにより適正に執行しなければならない。	13	4	3	1	0	問題なく適正に執行している。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無
	第2項		議会は、政務活動費の使途や収支の状況を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。	15	3	3	0	0	問題なく適正に執行している。	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく。	5	無

議会基本条例達成状況検証シート

【評価】 5：全くその通りできている

4：ややその通りできている

3：どちらともいえない

2：ややその通りできていない

1：全くその通りできていない

-：評価対象外

条	項	号	条文	各議員の自己評価集計					取り組み状況・実績等	今後の対応	評価	条文改正の必要性
				5	4	3	2	1				
第16条	(議員の政治倫理)		議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課されていることを自覚し、市民の代表として、良心と責任感をもってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を高めるよう努めなければならない。	2	8	7	4	0	—	条文に従い努めていく。	—	無
第17条	(議会予算の確保)		議会は、議決機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	6	6	8	1	0	ややそのとおりできている。	条文に従い充実に努めていく。	4	無
第18条	(議会事務局)		議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑化を推進するため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。	6	7	4	3	0	人員の確保に努めた。	職員の人的な体制について当局へ求めていく。	4	無
第19条	(議会図書室)		議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	2	6	7	6	0	定期的に購入はしているが、少ない状況である。	デジタル図書の活用も検討していくべきである。	3	無
第20条	(最高規範性)		この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。	8	3	10	0	0	—	条文のとおりとする。	—	無
第21条	(検証及び見直し)		議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。	2	2	7	3	7	今回、制定以来初の検証を行った。	別途、実施要項等を作成し検証体制等を検討すべきである。 (議会運営委員会において、任期中1回)	3	無